

事業主のみなさまへ 労働保険に加入していますか？

事業主は、社員・嘱託・アルバイト等労働者を一人でも雇用していれば加入手続きが必要です。労働保険は、労災保険と雇用保険の総称で、国の強制保険制度です。

労働保険の適用事業所数は、厳しい経済情勢の影響もあり、減少傾向にある中、依然として相当数の未手続事業所が残されています。

この未手続事業所の解消は、①労働保険制度の健全な運営、②費用の公平負担、③労働者の福祉の向上の観点から極めて重要であることから、より一層の適用促進に取り組み、未手続事業所の解消を図るため「未手続事業所一掃対策」を推進しています。

未手続きの事業所は、小諸労働基準監督署、ハローワーク佐久までお問い合わせください。

お問い合わせ先

小諸労働基準監督署

電話 0267(22) 1760

またはハローワーク佐久

電話 0267(62) 8609

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)のご案内

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度です。無担保・無保証人で、積み立てた掛金の10倍の範囲内(最高8,000万円)で被害額相当の共済金が借入れ可能。『経営セーフティ共済』を賢く利用することをご検討ください。

(独)中小企業基盤整備機構が運営し、立科町商工会、金融機関の本支店などの窓口で取扱いしています。

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/>

コールセンター 電話 050-5541-7171 (平日：午前9時～午後7時 土曜：午前10時～午後3時)

小規模企業共済制度のご案内

個人事業主(共同経営者含む)・会社等の役員の方が事業をやめられる場合などに備えて、あらかじめ資金を準備しておく共済制度で、「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。特徴は、掛金が全額所得控除。毎年、掛金が所得控除となるため節税効果があります。(独)中小企業基盤整備機構が運営し、立科町商工会、金融機関の本支店などの窓口で取扱いしています。

URL <http://www.smrj.go.jp/skyosai/>

コールセンター 電話 050-5541-7171 (平日：午前9時～午後7時 土曜：午前10時～午後3時)

役場庁舎の時間外窓口をご利用ください

町では、住民の皆様の利便性を考慮し、業務時間を延長しています。

●実施日及び時間

毎週 月曜日 午後7時まで(ただし、月曜日が休日等の場合は翌日)

●取扱い業務

1. 住民係：戸籍・住民票・印鑑登録証明書の交付、国民年金資格に関する手続
2. 福祉係：児童手当、障害者福祉・福祉医療、介護保険、後期高齢者医療、高齢者福祉関係の申請
3. 環境保健係：国民健康保険関係、母子手帳の交付、生活環境関係の届出・申請
4. 会計室：公金の収納(町税、上下水道使用料、保育料、住宅使用料、介護保険料及びサービス料等)
5. 税務係：所得証明、納税証明、資産証明等及び地籍図の閲覧・交付、及び納付相談

